省令

○総務省令第八十六号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに企画官及び技術企画官）

第五十一条　衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに企画官及び技術企画官それぞれ一人を置く。

2　国際放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）に関すること。

二　国際放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関すること。

三　国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。

四　放送業（国際放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

3　国際放送推進室に、室長を置く。

4　地域放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　市区町村放送及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。

二　市区町村放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関すること。

三　有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

四　放送業（市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

5　地域放送推進室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、衛星・地域放送課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

7　技術企画官は、命を受けて、衛星・地域放送課の所掌事務のうち技術に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

第五十二条　削除

附　則

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

○総務省令第八十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

総務省定員規則等の一部を改正する省令

（総務省定員規則の一部改正）

第一条　総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五、二三〇人」を「五、二二七人」に改め、同表合計の項中「五、三九二人」を「五、三八九人」に改める。

（総務省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　総務省定員規則の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員
本省	平成二十一年八月三十一日までの間	五、〇〇九人
	平成二十一年九月一日から同年九月三十日までの間	五、〇〇六人
	平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間	四、九七五人

附　則

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

○法務省令第三十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

法務大臣　森　英介

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二福島保護観察所の項の次に次のように加える。

水戸保護観察所	ひたちなか市

附　則

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

○国土交通省令第三号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十六条第二項及び第三項の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

国土交通大臣　金子　一義

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成十九年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号ハ(5)中「第三条第一項」を「第三条の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

告示

○中央選挙管理会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る当選人の繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

中央選挙管理会委員長　坂田　桂三

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
新党日本	東京都渋谷区恵比寿四丁目三番七―三〇五号	平山　誠